

泉崎村農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱

令和4年11月30日要綱第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の経営安定化に資するため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する福島県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に加入する農業者に対し、その保険料の一部について予算の範囲内において泉崎村農業経営収入保険加入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、泉崎村補助金等の交付等に関する規則（平成6年泉崎村規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

(1) 村内に住所を有する者（法人にあっては、本店又は主たる事務所を村内に有する者）

(2) 令和4年分以後を保険期間とする収入保険に加入し、当該収入保険に係る掛捨て保険料（以下「保険料」という。）を全て支払った者（農業保険法（昭和22年法律第185号）第184条第1項の規定により権利義務を継承した者を含む。）

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、全国農業共済組合連合会が定めるところにより、補助対象者が支払う保険料に要した経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内に相当する額とし、10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、泉崎村農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。

収入保険に加入したことを証明できる書類

保険料金を確認できる書類

その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定に係る調査)

第6条 村長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、第2条各号に掲げる要件について調査するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定による調査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 村長は、補助金の交付を決定したときは、(様式2号)により、その決定の内容を申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により、助成金交付の決定を受けた申請者は、補助金請求書(様式第3号)を村長に提出するものとする。補助金の支出は、交付決定が通知された後(様式第3号)の請求内容により速やかに行うものとする。

(実績報告書の省略)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、省略するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。